

【売上高方式】算定様式 ※中小企業・個人事業主のみ選択可能

※ 相違がないことを確認いただき、□にチェック(✓)を入れてください

売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額です

売上高にはテイクアウト、デリバリー及び飲食業に合わせて行う物品販売等にかかるものを含みません

(単位: 円)

令和元年又は令和2年いずれかの 10月の売上高	÷	31日	×	0.3	=	協力金 日額(端数処理前)
↓						
協力金 日額	×	協力日数	=	当該店舗の申請額(★)		
上限額: 7.5万円 (千円未満の端数は千円単位に切上)						

【県内全域】

・令和3年10月1日から10月24日までの全期間 → この算定様式により計算してください。